

平成 27 年（2015 年）12 月 28 日

指定特定相談支援事業所 管理者 様
指定障害児相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

計画相談支援及び障害児相談支援に係る申請書の様式変更について（通知）

日頃より、札幌市の障がい福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）の開始に伴い、平成 28 年 1 月以降、障害福祉サービス等の支給申請に当たっては、申請書への個人番号の記載が必要となること及び平成 27 年度より、全ての障害福祉サービス等を利用する障害者（障害児の保護者）は、計画相談支援又は障害児相談支援の対象となったことから、下記のとおり、計画相談支援給付費等支給申請書（以下「支給申請書」という。）を改定することといたしましたので、関係職員に周知のうえ、円滑な新様式への移行について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 支給申請書様式の変更点と理由

(1) 申請者氏名及び申請に係る児童氏名欄に、個人番号欄を追加
マイナンバー制度の開始による。

(2) 申請理由欄の削除

平成 27 年度より、全ての障害福祉サービス等を利用する障害者（障害児の保護者）は、計画相談支援又は障害児相談支援の対象となったため。

(3) 給付費の種類欄の新設

支給申請書は計画相談支援及び障害児相談支援の共通様式としているため、いずれの給付費の対象かを明確にするため。

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する場合は、報酬は、障害児相談支援分のみが請求対象となるため、障害児相談支援給付費にのみ「レ」をつけること。（この取扱いは従来同様で、変更なし。）

2 使用開始日

平成 28 年 1 月 4 日

3 改定後支給申請書様式

別添のとおり。

4 マイナンバー制度に関する留意事項

マイナンバー制度に関する留意事項については、平成 27 年（2015 年）12 月 28 日札幌第 4697 号「社会保障・税番号制度開始に伴う障害福祉サービス等の支給申請手続きについて」の 2 身元確認等について及び 3 その他を参照のこと。

担当：保）障がい保健福祉部障害福祉課

主査（個別支援） 小坂

電話：211-2936